

函 經 商

令和5年(2023年)12月15日

経済建設常任委員会委員 各位

経 済 部 長

参考資料の配付について

このことについて、別添のとおり下記に係る資料を配付いたします。

記

○配付資料

函館市プレミアム付商品券売上金の誤払いの発生について

(商業振興課)

函館市プレミアム付商品券売上金の誤払いの発生について

1 概要

11月15日までに郵送で回収を行った紙商品券の売上金（121件139,431千円）の換金手続きにおいて、業務受託者の函館市プレミアム付商品券発行運營業務受託コンソーシアム（代表：株式会社みずほ銀行デジタルイノベーション部，構成員：株式会社北洋銀行リテール推進部）が振込先の口座情報と支払額との紐づけを誤り，他の取扱事業所の口座に振込んでいたことが判明した。

2 経過および対応状況

12月12日(火) 【振込日】	<ul style="list-style-type: none">・取扱事業所から業務受託者に対し，覚えのない入金があるとの連絡が入る。・上記を受け，業務受託者において調査を実施し，誤払いが発生していることを確認。・業務受託者から誤払い先の取扱事業所に対し，架電により誤払いがある旨を説明。
13日(水)	業務受託者から各金融機関へ組戻しを依頼。
14日(木)	正しい振込先へ売上金の振込みを実施。
15日(金)	誤払い先の取扱事業所に対し，文書による謝罪と返金等の手続きについて案内を発送予定。 ※返金に係る振込手数料は業務受託者が負担。

3 再発防止

函館市プレミアム付商品券発行事業実行委員会（事務局：経済部商業振興課）から業務受託者に対し，確認作業の徹底を含め，業務を適正に行うよう強く指導し，再発防止に努めてまいります。